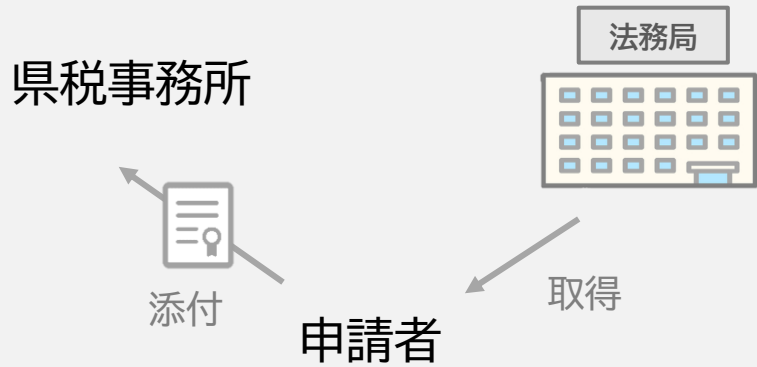


法人の登記事項証明書の添付省略が可能になりました(令和8年7月～)

国と自治体間での**商業・法人登記事項証明書**の情報連携が開始。**申請書等の登記事項証明書を添付不要**にします

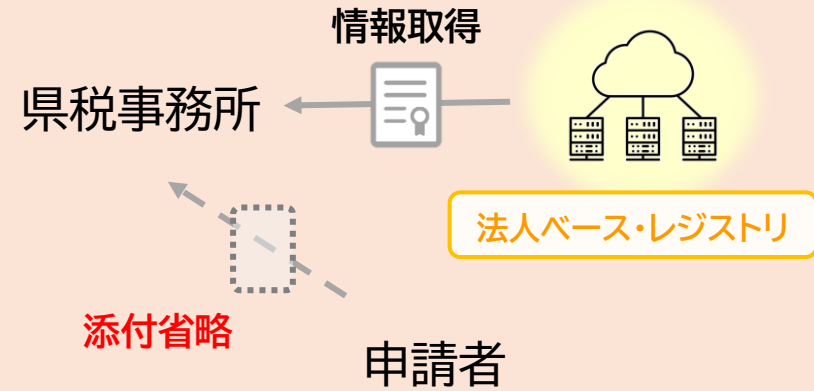
【変更前】

申請者が法務局で取得して県税事務所へ



【変更後】

R8.7～ 申請者からの添付は不要



商業・法人登記

法人ベース・レジストリ

- ・国が公的基礎情報データベースを整備
- ・全国の自治体がセキュアなネットワークで商業・法人の登記事項証明書の確認が可能

法人番号等の記載により添付省略

- ☐ 法人の設立等報告書
- ☐ 法人の名称変更等の報告書
- ☐ 自動車税の減免申請書 など

令和8年7月から運用開始

埼玉県 税務課・県税事務所